

雲南市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

第1条（適用範囲）

本仕様書は、雲南市地域公共交通計画策定支援業務に適用する。

第2条（業務概要）

本市の公共交通は、JR 木次線と、路線バス4 路線、市民バス16路線（スクールバス混乗路線含む）、デマンドタクシー・バス15路線が運行されている。

令和元年度には雲南市地域公共交通網形成計画（以下、網計画）を策定し、その実施計画として、令和 2年度に雲南市地域公共交通再編実施計画（以下、再編実施計画）を策定した。この再編実施計画に沿って公共交通再編を進めるとともに、定期的な利用者ニーズの把握、時刻表の配布など利用促進活動を行っている。

本業務は社会情勢や交通環境の変化を踏まえ、公共交通の現状・問題点及び将来見通しを分析し、網計画及び再編実施計画に基づく事業の効果検証や地域公共交通を取り巻く課題を整理し、持続可能な地域公共交通網の構築のため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（令和 5年 10月 1日改正）に基づき、公共交通マスタープラン「雲南市地域公共交通計画」の策定支援を目的とするものである。

第3条（計画期間及び業務の範囲）

雲南市地域公共交通計画の計画期間は、令和 8年 10月から令和 13年 9月までの 5年を予定している。業務の範囲は、雲南市全域及び周辺地域とする。

第4条（業務内容）

1. 雲南市の概況整理

（1）上位・関連計画等の整理

上位・関連計画におけるまちづくりの方向性の確認と、これまで実施してきた雲南市民バス再編状況を把握・整理する。

（2）雲南市の現状整理

既存資料の収集・整理から、本市の地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地（病院、公共施設、商業施設等）など地域特性を把握・整理する。

①地区別の人口、人口密度、生活関連施設、観光施設等の分布状況

②地区別の移動実態、アクセス性、バス停圏別の交通弱者の状況

③まちづくりの現状と取組み内容

2. 雲南市の移動実態及びニーズ調査

（1）市民アンケート

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題点などを把握するため、郵送等により市民を対象にアンケート調査を実施する。アンケート配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

（2）高校生アンケート

利用実態の把握を行うため、雲南市内高校及び雲南市外高校に通学する生徒に対してアンケート調査を行う。調査方法、配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

（3）住民組織アンケート

利用実態の把握を行うため、市内30の住民組織に対してアンケート調査を行う。調査方法、配布枚数及び設問内容は提案事項とする。

（4）関係者ヒアリング

バス事業者やタクシー事業者の運行事業者、病院、高校、市民団体、庁内関係者（建設部、健康福祉部、教育委員会、産業観光部等）などの地域公共交通の運行に関わる関係者を対象にヒアリング調査を行い、地域公共交通の現状と課題、利用者・市民の声、今後のまちづくり等に

ついて把握する。

(5) 地域公共交通の現状分析

既存公共交通（鉄道、コミュニティバス、スクールバス等）のルートや頻度などの運行状況を把握する。モード別、路線別の運行状況、利用状況、これまでの取組み状況を整理し、それらをもとに、路線別の評価を行う。

3. 問題点の抽出・課題の整理

上記1及び2の結果を踏まえ、雲南市内の公共交通が抱える問題点を抽出し、課題を整理する。

4. 雲南市地域公共交通計画（素案）策定

(1) 現行計画の評価・検証

地域公共交通計画（令和2年4月～令和8年9月）に基づく事業の実施状況等を整理し、事業実施による目標の達成状況の検証や残された課題の把握を行う。

(2) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

「地域内の公共交通に関する現況調査」、「市民・利用者のニーズ把握」の結果を踏まえて、運営面、サービス面、運行システム面、まちづくりとの連携等の公共交通を取り巻く課題を整理する。

(3) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

(4) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる施策・事業の内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。特に、路線バス及び市民バスの路線再編に関しては地域公共交通再編事業としてとりまとめる。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(5) 雲南市地域公共交通計画（素案）のとりまとめ

雲南市地域公共交通計画（素案）を作成する。

① (1)～(4)を踏まえて、計画（原案）を作成する。

5. 協議会の運営

(1) 雲南市地域公共交通協議会の運営支援

雲南市地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会を開催する。地域公共交通協議会（2回程度開催）の資料作成などの運営支援を行う。

第5条（業務遂行基準）

本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。

第6条（提出書類）

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者の選任届
- (5) その他本市が指示する関係書類

第7条（契約期間）

契約期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

第8条（成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

- （1）雲南市地域公共交通計画(素案)（仕様：A4版、4色カラー） 1部
- （2）業務報告書 1部
- （3）成果品に関する電子記録媒体（CD-R等） 1枚

※電子記録媒体については、ワード、エクセルなどで作成したものと、上記（1）、（2）をPDF化したものを作成する。

以上